

刈谷市監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 一般基準（第5条—第9条）
- 第3章 実施基準（第10条—第19条）
- 第4章 報告基準（第20条—第24条）
- 第5章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 刈谷市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき、法、地方公営企業法（以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）の規定に基づく監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為（以下「その他の行為」という。）の実施及び報告等に関し、監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

（監査等の目的）

第2条 監査等は、市の行財政運営について健全性及び透明性の確保に寄与し、並びに事務の管理及び執行等について法令に適合し、正確、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保することにより、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することを目的とする。

（監査委員の使命）

第3条 監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、監査等を実施し、その結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資するものとする。

（監査等の種類）

第4条 監査等の種類は、別表の第1欄に掲げるものとし、それぞれ同表の第2欄に定めることを目的とする。

2 別表1の項の財務監査は、定例監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第

199条第5項)として実施する。

- 3 その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準に鑑み実施するものとする。

第2章 一般基準

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持しなければならない。

- 2 監査委員は、常に独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならない。

- 3 監査委員は、監査等の対象とした部局等（以下「対象部局等」という。）に対し、違法、不正の指摘にとどまらず、適切に指導的機能を発揮しなければならない。

- 4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 5 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底しなければならない。

- 6 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、法令に基づき適切に取り扱わなければならない。

- 7 監査委員は、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

(リスクの識別と対応)

第6条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効率的かつ効果的に監査等を実施するものとする。

- 2 前項のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した上で総合的に判断するものとする。

- 3 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(報告の徴取)

第7条 監査委員は、地方自治法施行令第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果につい

て、会計管理者等に対して報告を求めるものとする。

- 2 監査委員は、法第243条の2第10項及び地方公営企業法第33条の2の規定により、指定公金事務取扱者に対する検査の結果について、会計管理者等に対して報告を求めるものとする。

(監査専門委員の選任)

第8条 代表監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

(事務補助職員)

第9条 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員(以下「事務補助職員」という。)等を適切に監督、指導するとともに、監査委員の職務が本基準にのっとりて遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせなければならない。

- 2 事務補助職員は、職務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 職責の重大性に鑑み、常に研修に心がけ、関係する法令に精通するとともに、絶えず、市政の現状に関心を持ち、監査等の参考となるような資料の収集に努めること。

(2) 監査等の実施に当たっては、監査対象についてあらかじめ十分研究し問題点を把握するとともに、前回までの監査等における指摘内容及び問題点についても把握すること。

(3) 監査等の実施に当たっては、常に、公平謙虚な心構えを持ち、能率的に実施すること。

(4) 監査等の実施に当たっては、その進捗状況を、絶えず上司に報告し、重要事項その他疑義のある事項については、その都度指示を受けること。

(5) 監査等の終了後に作成する復命書は、事実の記載を主とし、自己の主観的判断を避け、要領よく、かつ、具体的に記述すること。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第10条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、自ら入手した十分かつ適切な監査等の証拠等を基に、監査等の結果を決定するための合理的な基礎を形成するもの

とする。

(監査等の実施方針の策定)

第11条 監査委員は、市を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源（監査に係る人員、時間等をいう。）等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。

(監査等の計画の策定)

第12条 監査委員は、前条の実施方針に基づき、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年間監査計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）を策定するものとする。

2 年間監査計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 実施予定の監査等の種類

(2) 監査等の実施予定時期及び対象期間

(3) その他必要と認める事項

3 実施計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 監査等の項目及び着眼点

(2) 監査等の実施方法

(3) その他必要と認める事項

(監査等の実施方針等の変更)

第13条 監査委員は、監査等の実施方針に係る環境等が変化した場合、監査等の計画の前提として把握した事象若しくは環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で事前のリスク評価に重大な影響を与える新たな事実を発見した場合は、必要に応じて適宜監査等の実施方針又は監査等の計画を変更するものとする。

(事前通知)

第14条 監査委員は、監査等の実施に当たっては、特別の場合を除き、あらかじめ、実施する監査等の種類、期日、場所等を市長等に通知するものとする。

(資料要求等)

第15条 監査委員は、監査等を実施するに当たっては、あらかじめ定めた項目及び様式により監査等に必要な資料を提出させ、必要に応じて事務事業の概要について、対象部局等の長に説明を求めるものとする。

(監査等の実施方法)

第16条 監査等は、別表の第1欄に掲げる監査等の種類に応じ、同表の第3欄に定める試査又は精査によるものとする。

2 前項の「試査」とは監査等の対象となる事項の一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否を推定することをいい、「精査」とは監査等の対象となる事項全般にわたり精密に調査し、その正否又は適否を明らかにすることをいう。

3 第1項の試査又は精査は、書類、帳簿、証書類等に基づき、次の各号に定める手法を可能な限り選択適用して実施する。

(1) 照合（証憑^{ひょう}突合、帳簿突合及び計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめることをいう。）

(2) 実査（事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証することをいう。）

(3) 立会（主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実施状況を視察して正否を確かめることをいう。）

(4) 確認（事実の存否について、写真その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確かめることをいう。）

(5) 質問（事実の存否又は問題点について、対象部局等の職員等に質問して、回答又は説明を求めることをいう。）

(6) 分析（事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめることをいう。）

(7) 比較（年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめることをいう。）

4 前項の規定にかかわらず、監査等の実施に必要な場合は、同項各号に定める手法に加え、次の各号に定める手法を選択適用して実施する。

(1) 通査（帳簿等関係諸記録を一通り検討して、異常事項や例外事項を発見し、問題点を明らかにすることをいう。）

(2) 比率吟味（財務分析上の比率法を応用して、記録の正否又は適否を大局的に判断することをいう。）

(3) 調整（源泉を等しくし、相互に関連のある計数が別々に整理されている場合、それら2組の計数の過不足を追及し、両者が事実上一致するかどうかを確かめることをいう。）

(４) 総合(諸種の事実を総合して、総括的な観点から事実を判断することをいう。)

5 監査委員は、第１項の試査又は精査により、異常又は不正の兆候を発見した場合等必要と認めるときは、当該監査等の対象となる事項について適宜提出させる資料の範囲を拡大し、再度の試査又は精査を実施するものとする。

6 第２項から第４項までの規定は、前項の再度の試査又は精査について準用する。

(監査等の有機的連携)

第１７条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(他者情報の利活用)

第１８条 監査委員は、監査等の実施に当たり、市長部局等（法第１９９条第７項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事及び他の地方公共団体の監査委員等と必要に応じて連携し、情報を収集するものとする。

2 監査委員は、前項の規定により収集した情報を利活用する場合は、それらの信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び方法を決定するものとする。

3 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合は、その必要性を吟味し、自らの責任において利用するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第１９条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘事項について、監査等の結果に関する報告等（以下「監査報告等」という。）の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解等を聴取するものとする。

第４章 報告基準

(報告等の提出等)

第２０条 監査委員は、監査又は検査を終了したときは、結果に関する報告を、別表の第１欄に掲げる監査等の種類に応じ、同表の第４欄に定める提出先に提出するものとする。

2 監査委員は、別表１の項から６の項までの監査に係る事項について、その結果に基づき必要があると認める場合は、前項の規定による報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる。

3 監査委員は、別表８の項の監査の結果、請求に理由があると認めるときは、議会

又は市長等に期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告しなければならない。

4 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

5 監査委員は、監査報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

6 監査等の結果は、原則として、監査報告等の提出前に、市長等の関係者以外の者に知らせてはならない。

(監査報告等の記載事項)

第21条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 本基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の概要

ア 実施期間

イ 対象部課等名又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 対象事項及び範囲

エ その他監査等の目的又は着眼点

(4) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記したもの）

(5) その他必要と認める事項

2 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めなければならない。

3 監査委員は、重大な制約等により、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査報告等にその旨、内容及び理由を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(1) 別表1の項から6の項まで及び9の項の監査結果

(2) 別表 8 の項の監査及び勧告

(3) 別表 1 1 の項から 1 4 の項までの審査意見

- 2 監査委員は、監査等の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合は、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を別表の第 1 欄に掲げる監査等の種類に応じ、同表の第 4 欄に定める提出先に提出するとともに、これを公表するものとする。

(監査報告等の公表)

第 2 3 条 監査委員は、監査報告等のうち別表 1 の項から 6 の項まで及び 8 の項の監査に係る事項について、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で、速やかに公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

- 2 公表は、刈谷市監査委員に関する条例第 9 条によるほか、広く市民に周知することができる方法により行う。

(監査の結果報告後の処置)

第 2 4 条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者又は監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めなければならない。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者又は監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

- 3 監査委員は、別表 8 の項の監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

第 5 章 雑則

(監査調書等の作成及び保存)

第 2 5 条 監査委員は、監査等の計画、内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他必要と認める事項が記載された書類を監査調書等として作成し、市の文書保存

期間に応じて適切に保存するものとする。

(委任)

第26条 この基準に定めるもののほか、監査等の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により定めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

改正後の基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

改正後の基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第４条、第１６条、第２０条、第２２条、第２３条、第２４条関係）

監査等の種類		目的	実施方法	提出先
監査	1 財務監査 (法第１９９条第１項)	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。	試査	議会及び市長等
	2 行政監査 (法第１９９条第２項)	事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。	試査	議会及び市長等
	3 住民の直接請求に基づく監査 (法第７５条)	選挙権を有する者の５０分の１以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。	精査	議会、市長等及び請求人の代表者
	4 議会の請求に基づく監査 (法第９８条第２項)	議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。	精査	議会
	5 市長の要求に基づく監査 (法第１９９条第６項)	市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること。	精査	市長等

6 財政援助団体等に対する 監査 (法第199条第7項)	監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があるときに、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払いを保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査すること。	試査	議会及び市長等
7 公金の収納又は支払事務に関する監査 (法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項)	監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること。	試査	議会及び市長
8 住民監査請求に基づく監査 (法第242条)	住民が市長等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、これに対する監査請求を行ったときに当該請求に理由があるか等を監査すること。	精査	請求人
9 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 (法第243条の2の8第3項又は公企法第34条)	市長の要求に基づき市の職員が市に損害を与えた事実があるかを監査すること。	精査	市長

検査	1 0 例月出納検査 (法第 2 3 5 条の 2 第 1 項)	会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを検査すること。	試査	議会及び市長
審査	1 1 決算審査 (法第 2 3 3 条第 2 項又は公 企法第 3 0 条第 2 項)	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることを審査すること。	試査	市長
	1 2 基金の運用状況審査 (法第 2 4 1 条第 5 項)	基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が 确实かつ効率的に行われているかを審査すること。	試査	市長
	1 3 健全化判断比率審査 (健全化法第 3 条第 1 項)	健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類 が法令に適合し、かつ、正確であることを審査すること。	試査	市長
	1 4 資金不足比率審査 (健全化法第 2 2 条第 1 項)	資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が 法令に適合し、かつ、正確であることを審査すること。	試査	市長